

輪之内町報

第 1 3 4 号

発行所 大垣市藤江町
大垣紙工業 K K
印刷所 大垣市藤江町
大垣紙工業 K K
発行部 岐阜県安八郡
輪之内町役場

「人権週間」

十二月四日より十日まで

来る十二月十日は世界人権宣言採択十七周年を迎えるに当り、人権擁護運動助長のため、同月四日より十日までを「人権週間」とし、私達の周囲から悪い因習を無くして、明るく、住み良い社会にするために強力に呼びかけ、特に当役場には「特設人権相談所」を左記のように開設することにしました。

特設人権相談所では

- 一、役人より不当な圧迫を受ける。
 - 二、生活上、営業上の自由が侵される。
 - 三、村八分、又は、町内での差別待遇を受ける
 - 四、居住権、生活権の侵害。
 - 五、借地、借家、一般民事、農地、家庭の紛争
 - 六、交通事故等による不当な示談解決。
 - 七、貧困者の訴訟援助。
- のようなことが起っていないか、又起るようなことにならないかと悩んでおられる方は、お気軽にご遠慮なくお出かけ下さい。秘密のうちに無料で相談に応じます。
- なお、岐阜地方事務局大垣支局の相談所及び各市町村の人権擁護委員（当町は牧野脚平、中島俊司、伊藤正憲の三氏）宅では常時ご相談に応じます。

記

月日	時間	場所	担当者
十二月八日	自午前十時 至午後四時	輪之内町役場	法務局職員 人権擁護委員

郷土人物誌

中 島 俊 司

三三森島簡齋

簡齋名は敏昌、幼名を春吉といった。通称は忠造又、徳左衛門ともいい、簡齋はその号である。文化五年正月十五日安八郡里村に生れた。幼い頃漢学を林 博教に学んだが、後尾張藩の和算の大家であった関流の永田有功に於いて数学を勉強し長ずるに及んで益々その道を研究精進し、その家において永年数学及び漢籍を教えていた。

明治維新の際小学校令が發布されると、自村の講師小学校を初め近隣の小学校のために、数学の巡回教師となったから、その教えを受けたものは数々なくなかった。明治八年地租改正の際、田畑の測量の仕方について人々に教えた。その自村においては極めて正確に測量されたので、無事に官の検査を終ることが出来た。以来その門弟達は諸方に招かれて、土地測量の正確を期することが出来た。

簡齋は病に罹ってから、その門弟中の逸材であった森島・川瀬・河合の三人を枕辺に呼んで、懇

切に数学の源理を教え、漸くその危篤の状態になつて初めて門下生に免状を与えたと伝えられている。明治十三年三月二十八日、七十三才を以て歿した。その著書として簡齋算冊七卷・算法二十一問・側円算法及び社中算約一卷があつて今に伝わっている。

明治三十五年九月門弟有志の者達相謀つて、その頌徳碑を作り、撰文は藤権律師に、篆額は南条文学博士に煩わした。今里の益法寺境内にその碑がある。

税 務 課

12月の納税は
固定資産税 第三期分
納期限 十二月二十五日限り

歳末たすけあい運動

住 民 課

実 施 要 領

一、趣旨

寒い年の瀬を控え生活苦にあえぐ人々は、極めて不安な心情におかれています。かかる境遇の人たちに対する社会福祉諸施策は、年毎に強化されていますが、未だ充分ではありませんので、さらに町民の方の暖かい「たすけあい」による援護運動を展開することによって、皆さんの社会福祉に対する関心を高めて、積極的な援助を得て気の毒な人々の明るい越年を期しておりますので、本運動を展開するのであります。

二、運動展開期間

昭和四十年十二月一日から十二月二十五日まであります。

三、援護金品の集荷要領

十二月中旬婦人会の方の協力を得て、各家庭をまわり集荷して戴きますので、その節はよろしく願います。

四、援護金品の配分其の他について

町内生活困窮者、低所得者及び各福祉施設の入所者に対する義捐金品の迅速適切な配分を図りまして、一日も早く自立更生を促し生活相談等も行います。

保育園の入園申込みは

住民課 保育園係

きたる四月に保育園へ子どもさんを入園させた希望の方は、次の要領により受付けますので申込んで下さい。

一、入園の資格

四月一日現在満六才未満の幼児で、両親や祖父母が勤めに出たり、又は農業、商業等家業に従事し、或いは、病人の看病等をするため手間不足であつて且つ、町長が児童委員の意見を聞き、保育する事が適当であると認められた人でありませう。

二、申込の期日及び場所

- 一月一八日 仁木保育園
- 一月一九日 福東保育園
- 一月二〇日 大藪保育園

午前九時より午後三時迄

当日は役場の係が出張し、申込受付と同時に家庭の状況や、子どもさんの事をお尋ねいたしますので、印鑑持参の上これ等のことがよくわかる方が来て下さる方が望ましい。子どもさんは来て下さらなくてよろしいです。当日都合の悪い方は代

理の方でもよろしい。

三、保育園の収容定員は次の通りであります。

- 仁木保育園 一二五名
- 大藪保育園 一一〇名
- 福東保育園 一〇〇名

四、保育園に現在入園中の方について

県より通知により現在保育園に在園中の方で四月以後引続いて保育園へ入園希望の方も改めて入園申込を受けて付けて保育せなければならぬ事になりましたので、新らしく入園される人の受付の日に印鑑を持参の上申込みをして下さい。

成人式のおしらせ

日時 一月十五日午前九時半

場所 輪之内中学校体育館

参加者 昭和二十年四月二日から同二十一年四月一日までに生れた人

服装 華美な訪問着等を着用しないで出席すること

輪之内町婦人会

輪之内町教育委員会

原稿募集

一、題 成人の日を迎えて

一、原稿 二十行四百字原稿用紙三枚以上五枚以内

一、応募資格 明年一月十五日成人式参加有資格者

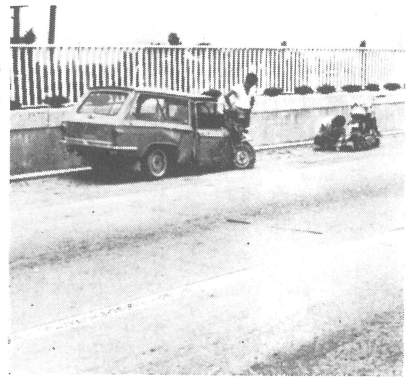
一、締切日 十二月二十五日

一、審査及発表 教育委員会にて審査し、優秀作品には賞品を贈呈し成人式にその氏名を発表する。

輪之内町教育委員会

あわてる一秒

この世のお別れ？

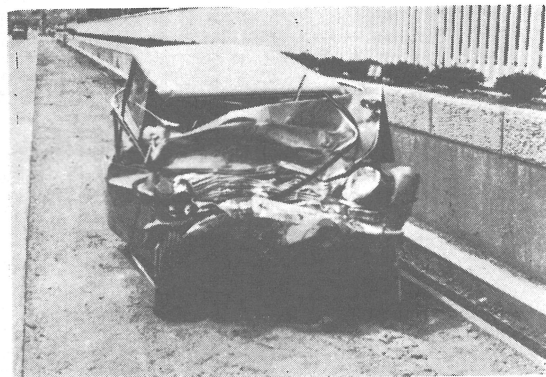


後始末に来た同僚も一寸手のつけようがない

年末は何かと心せわしいものです。だから車を運転する人も、いそぐあまりついスピードを出しすぎていても気がつかず、車を運転していても心は外事ばかり考えているから、顔は前を向いていても、目は前方をよく見ておらず、ハット思うとき、時既に遅くガチャンと衝突、この世のお別れとなる。

或は又、この県道はあまり車を通行しないから見通しのきかない曲道でも、まあ除行の必要もなからうと、除行標識をそら見しながら速度も下げず走っている時に限り、カーブで出会頭に大きなタンブカーがお出ましになる。それが一台かと思ふと二台三台と続てお出ましになるから全く危い事だ。

お互いに「急がば廻れで」急ぐ時ほど運転は慎重にしなければならぬ。交通の規則は一層厳重に守らねばならない。これは他人の為ではない、



衝突で平家がこのようになったクシャクシャの乗用車

我が身を守る為にするのだ。これは十年無事故の私の座右銘です。

事故を起したら先ず百年目、不具になるのはあたりまえ、悪くすれば此の世のお別れ、先ずは一巻の終りとなりかねない。夢夢、まアよかろうというような甘い運転は絶対に慎しまねばならぬ。運転者は車に乗ったら、武士が戦場にのぞんだ如く、生命がけて真剣に運転しなければいけない。寸分の油断もあってはならない。ことに年末は充分に気をつけてほしい。

この写真は国道二十一号線でいそぐあまり、スピードを出し過ぎ、右折信号中の車にも気がつかず衝突した車です。全くひどいものです。運転者は圧迫されて腹部出血多量と頭内部出血で死亡さ

れた。

同僚が後始末に来て曰く「四カ月ばかり前に購入したばかりの新車だ」と、あまりひどい衝突で何から手をつけてよいのやら困っている現状の写真です。年末は大いに気をつけましょう。

いそぐ時ほど運転は慎重にカーブは除行し

交叉点では必ず停車する。

一部落道では子供が飛び出すものと思え

凡て、まあ、よかろうは事故のもと

学校便り

昭和四〇年度後期生徒会の方針

輪之内中学校

輪中生徒会は、去る十一月一日より後期に入りました。今後は、前期生徒会の反省を生かし、新しい執行部、松尾常博会長以下八名が決定しました。従って今後新しい方針に従って、活動を展開することになります。

その活動の方針としては、執行部案を全校討議の上、次のように決定されました。

主目 標Ⅱ自主性を養おう

実践目標Ⅱ・徒歩通学を続けよう。

・県民運動を七つの柱にそって進めよう。

・一日一善の励行。

即ち、実践目標を実行する事により主目標を達成しようといふかまです。

徒歩通学については、前年度より実行して来たことで、後期としては、これをいかに自主的に、人に注意されなくても、誰れも見えていなくても、実行できるか、ということに重点を置いて考えま

す。

三年生は自由参加、又各部活動その他の理由で最終下校時刻まで学校にいた場合は自由参加ということとす。

県民運動の推進は、国体があるなしが問題でなく、県民性の伸長、ひいては輪之内町、輪中の一人一人がよくするという所に、その意義をおきます。従って、今までのブラカードを利用し、標語を書き、一人でも多くの人に見ていただき、県民性、町民性を伸展したいと思えます。

一日一善の励行は、今まで個人個人においてなされていた事と思いますが、自分のためという狭い考えをすて、他人のため、全体のためを考えてより一層実行して行きたいということです。

以上三つの実践目標を進めることにより、自主的に考え、実行できる、中学生としての正しいあり方を、全校生徒が身につけていきたいと思いますのでご協力をお願いします。

仁木小学校

忙しかった農繁も終り、皆様方にはほっとしておられる事と存じます。

十二月の生活目標は、「みんなのためにつくそう。」です。毎月申上げている事ですが、ご家庭の協力がなくてはほんとの力がつきません。ご家庭の中でも、兄弟にわり合ったりとか、家の手伝いを進んでも、兄弟に目標をもたせて実行するようにご指導願いたいものです。

今月は冬休み、年末をひかえ

・戸締りや防火に協力する

・夜まわりをする

・冬休みの計画を立てる

等を指導したいと思っております。特に正月をひかえた休み中の計画やら、約束をしつかり子供

と共に立て、実行させる様お願い致します。

学校行事
四日 連合音楽会(中学校)

一七日 集金日・参観日

二五日 修了式

以上

読書の奨励と学校図書館

大藪小学校

昔から「読書の秋」といわれ、静かな秋の夜は読書に最適の季節とされてきましたが、めまぐるしい現代の生活の中では、おとな、子供の別なくじっくりと落ちついて本を読むということが大変少なくなつて来ているように思われます。

子供達の持っている本について尋ねてみても、マンガの本なら少しは持っているが、その他の本は非常に少数の子が、わずかに、二冊程度しか持っていないようです。そこで「本を読もう」「何かしらべよう」と思えば学校の図書館の本を利用することになります。

大藪小学校の図書館には、現在千九百冊程の本があり五・六年の図書部員十二名が、当番制で貸し出しや返本などの世話をしています。開館は午前中の二十分休みと、昼休みの二回になっていてこの時には誰でも自由に本を選んだり、読んだりできるようにしていますが、晴天の日は運動好きな子供は読書よりも外での運動に興味をひかれ開店休業のようなこともあり、雨の日には「静に本でも読もう」「学習の資料をさがそう」と図書館へ来る子がふえ、係の子だけではさび切れないので応援をたのむこともあります。

と余り効果はありません。そこで学校としては、子供達を読まなければならぬ立ち場に立たせ、一歩でも本に近づけようと時々読書感想文の募集をして、優秀な作品の発表会などを開き、読書の奨励をはかっています。八月には、安八郎の図書館教育の一つとして、各学校から優秀な読書感想文を持ち寄り、那の文集を作りましたが、十一月は読書週間になんで校内で読書感想文を募集し各学級の優秀作は校内放送を通じて発表しましたが、こんな時には、やはり図書館の利用者が激増し、日頃はマンガとテレビにばかり引かれていた子供達も、「ぼくは伝記」「わたしは物語」など各自の好みの本をさがし出し、一生けんめいに読んでいる姿が開館の度に、見られるようになりました。

本を読むといっても、何でも本でさえあればよいのでないことはいうまでもありませんが、書店をのぞくと店頭に並んでいる本はおびただしい数にのぼり、その内容も種々様々でどんな本を子供に与えたらよいか困る現状です。子供向きといわれる本の中にも、案外無責任な興味本位のものも多く、未完成な子供の見方を間違えた方向へまげかねない本も数多く見受けられます。又家庭内にも成人向きの娯楽本、週刊誌などが持ちこまれ、子供達には見せたくないような本が案外平気で取り出されていて、小中学生に読まれている例も多いようです。こんな本は読むことによって、害こそあれ何の利点もありません。

読書を通して正しい知識、技能、態度などよりよい人間形成、人格の完成をはかりたいものです。そのためには、特に子供に与える本は内容をよく吟味し、心身の健全な発達の障害にならない良い本を、いろいろな方法で数多く読む機会を与えたいと思います。学校の図書館は、現在冊数の上で

はかなり多いですが、実際には古い本が多く、特に終戦後の紙質、装幀などの悪かった頃のものが多く、現代っ子の感覚にマッチせず敬遠されているために数少ない新本が取り合いされている現状です。今後は読書を奨励し、読書を通して正しい人格形成をはかる上から益々各学校図書館を充実させなければならぬと思います。町民の皆様のご理解とご協力により子供達がよろこんで利用する楽しい図書館にしていきたいと願っています。

十二月行事予定

- 四日(土) 連合音楽会(中学校) 四年以上参加
- 六日(月) 校内社会科研究会
- 十日(金) 貯金日
- 二十日(月) P.T.A学級懇談会
- 二十四日(金) 学期末大掃除
- 二十五日(土) 二期期終業式(九時)

青年団陸上運動部

全国大会出場選手の模様

東京代々木に出場した、第二日目は富山の代表選手と試合し三対二で敗退したの惜しかったが輪之内町選手が全国大会に出場した意義は大きかった。町の皆さんのご期待に副えなかったのは残念でしたが、いろいろのご支援ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

選手団一行は十二日午後八時半羽島駅に無事帰町した。

町報の原稿のお知らせ

原稿の締切日は毎月二十日であります。締切日までに出下されないと翌月の五日までに発行が出来なくなります。五日に発行が出来なくなれば町の皆さんに五日迄にお知らせしなければならぬ原稿があつても削除して、他の原稿を必要ならぬいたしますので、町報の原稿は毎月二十日と致します。但し、十二月の原稿は十五日に締切りますから特にご承知下さい。